

Information  
お知らせ

障害共済年金のお知らせ

障害給付の在職支給について

被用者年金の一元化により、平成27年10月から障害共済年金が、障害厚生年金に変わります。これに伴い、障害厚生年金は在職中も支給されるようになります。

なお、既に障害共済年金が決定している方も支給対象となります。

	現 行	平成27年10月～
年金の名称	障害共済年金	障害厚生年金、障害共済年金(既裁定)
在職中の支給について	停止	支給

注意：障害厚生年金は在職中も受給できるため、平成27年10月以降は傷病手当金と調整されます。

●年金班/073-441-3711

一部負担金払戻金及び家族療養費附加金の自己負担限度額が変更されます

平成27年4月診療分から、上位所得者区分（給料月額424,000円以上）を新設します。

この上位所得者区分に該当する場合の一部負担金払戻金及び家族療養費附加金の自己負担限度額が下図のとおり、変更されます。また、合算高額療養費附加金についても、自己負担限度額が変更されます。

	現 在	平成27年4月診療分から
一部負担金払戻金・ 家族療養費附加金の 自己負担限度額	25,000円	上位所得者 50,000円
		一般所得者 25,000円
合算高額療養費附加金 の自己負担限度額	50,000円	上位所得者 100,000円
		一般所得者 50,000円

※一部負担金払戻金・家族療養費附加金とは…

医療機関等の窓口で支払った自己負担額が、自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額が、後日、共済組合から払い戻される制度です。

※合算高額療養費附加金とは…

複数の診療報酬明細書（レセプト）を合算して高額療養費を算定する場合における一部負担金払戻金・家族療養費附加金のことを指します。

※上位所得者とは…

給料月額424000円以上の組合員のことです。

なお、給料月額424,000円未満の組合員のことを一般所得者と呼びます。

●医療給付班/073-441-3712

平成27年度人間ドックの受診該当者（3日・1日コース）のお知らせ

以下の指定年齢に該当する組合員が受診該当者となります。

受診希望者は申込みが必要ですので、新年度に各所属所から申込みをお願いします。

●3日コース及び1日コース（対象：定年退職予定者）

該当年齢	生年月日
60歳	昭和30年(1955)年4月2日～昭和31年(1956)年4月1日生
63歳	昭和27年(1952)年4月2日～昭和28年(1953)年4月1日生

自己負担額 15,000円

●1日コース該当年齢者

該当年齢	生年月日
35歳	昭和55年(1980)年4月2日～昭和56年(1981)年4月1日生
40歳	昭和50年(1975)年4月2日～昭和51年(1976)年4月1日生
43歳	昭和47年(1972)年4月2日～昭和48年(1973)年4月1日生
46歳	昭和44年(1969)年4月2日～昭和45年(1970)年4月1日生
49歳	昭和41年(1966)年4月2日～昭和42年(1967)年4月1日生
52歳	昭和38年(1963)年4月2日～昭和39年(1964)年4月1日生
55歳	昭和35年(1960)年4月2日～昭和36年(1961)年4月1日生
58歳	昭和32年(1957)年4月2日～昭和33年(1958)年4月1日生
61歳	昭和29年(1954)年4月2日～昭和30年(1955)年4月1日生
64歳	昭和26年(1951)年4月2日～昭和27年(1952)年4月1日生

自己負担額 10,000円

留意事項

- ・詳細については、所属所あてに通知します。
- ・その他の健診事業については、新年度、所属所あてにお知らせします。
- ・上記の指定年齢該当者であっても、退職や異動等により新年度に組合員資格を喪失している場合及び前年度に人間ドック（3日・1日コース）を受診している再任用組合員の申込みはできません。
- ・人間ドックを受診することにより、定期健康診断に代えることができます。

●健康厚生班/073-441-3713

あなたの被扶養者は認定要件を満たしていますか？

被扶養者の収入が認定限度額を超えていて、遡及取消を行うケースが増えています。

認定要件を欠く場合は、至急、取消申告を!!

平成26年度末で「扶養手当」の支給がなくなる被扶養者についても、手続きが必要です。

●就職等をする場合………取消申告（4月末までに）

●継続して扶養する場合………継続認定の申出（8月頃に）

被扶養者の資格喪失後、被扶養者証を提示して医療機関等で受診した場合には、医療費を返還していただくことになります。「福利厚生のおしり P4」参照

●医療給付班/073-441-3712

## 地共済年金情報Webサイトが終了します

地共済年金情報Webサイトは、平成27年3月31日をもって現行サービスを終了します。詳細は以下のとおりとなります。

- 情報確認可能期間は、平成27年3月31日24時まで
- 現在交付されているユーザーID及びパスワードは、平成27年4月1日以降無効
- Webサイトへの新規利用申込みは、平成27年3月16日まで

なお、新たなサービスについては、決定次第、ご連絡いたします。

## 平成27年4月から支部ホームページが使いやすくなります

組合員の皆様が病気やケガ等で給付を受けたいとき、年金を請求するとき、共済の宿泊施設を利用するときや、健康セミナーを受けたいとき等々、そうしたときには種々の手続を行う必要があります。でも、毎日のように行うものではありませんし、初めて行う手続もあることから、いつ、どんな書類を準備・提出すればよいのかわからないことがあります。そもそもどんな手続があるのかわからないこともあると思います。

そうしたときには、支部ホームページをご覧ください。平成27年4月からは、ユーザー目線（組合員の皆様目線）に立ち、さらに使いやすくなります。今回は、その変更の主なポイントをお伝えしたいと思います。



### Point 1 書類提出の流れを踏まえたメニュー構成

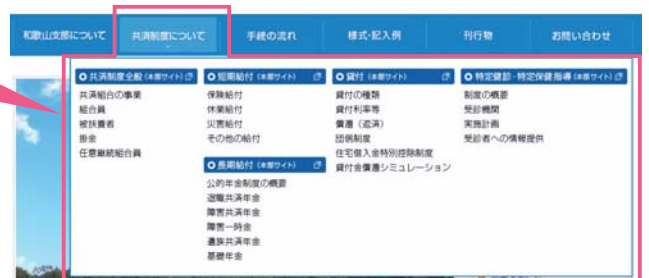
- ①あるイベントがあっても、どんな手続をとればいいのかわからない場合、まず、「こんなときガイド」を見てください。あなたに必要な手続がわかるはずです。
- ②とるべき手続を知っているけれど、手続の詳細や、提出書類等がわからない場合、「手続の流れ」からスタートです。また、「手続の流れ」内ページには、必要な様式・記入例が一つ一つ記載されていることから、わざわざ「様式・記入例集」を見に行く必要はありません。
- ③とるべき手続はわかっているけれど、様式・記入例がお手元がない場合、「様式・記入例集」へ。様式・記入例が簡単に入手できます。

### Point 2 もっと詳しく知りたい場合は、組合員専用ページへ

今までは、共済事務職員の方専用の「福利厚生事務の手引ページ」がありましたが、組合員の皆様にもご活用いただくため、「組合員専用ページ」とします。また、福利厚生事務の手引のみならず、通知文や説明会資料といった豊富な情報を掲載します。

### Point 3 ワンクリックで欲しい情報にたどりつくことができます

それぞれのカテゴリの掲載内容が網羅されたメガドロップダウンメニューにより、もはや何度もクリックする必要はありません。ワンクリックで、欲しい情報にたどりつくことができます。



※画面は作成中のものです。デザイン等予告なく変更される場合があります。

公立学校共済組合和歌山支部

検索